

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する Q&A

県に対し事業所より寄せられた質問について、質問と回答を掲載します。

○賃金改善の対象となるグループについて（国通知 P3）

問1 「c その他の職種」に含まれる職員はどのようなものか。

答1 「c その他の職種」とは、事業所で雇用している職員のうち、「a 経験・技能のある障害福祉人材」、「b 他の障害福祉人材」以外の職員全てを指す。
例) 事務員、管理者

問2 「b 他の障害福祉人材」、「c その他の職種」に関して勤続年数等の条件はあるか。

答2 条件はない。

○事業所における配分方法について（国通知 P4）

問3 「b 他の障害福祉人材」、「c その他の職種」の賃金について、賃金改善を行わないことは可能か。

答3 可能である。

賃金改善を行う組み合わせとして、[aのみ][aとb][aとbとc][aとc][bとc]という5通りが存在するが、それぞれ配分方法におけるルールに留意した上で、配分を行えば良い。

なお、[bとc]という組み合わせで賃金改善を実施するにあたっては、「a 経験・技能のある障害福祉人材」のグループを設定しない理由について、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的に記載する必要がある。（国 Q&A 答5）

○処遇改善計画書の記載方法について

問4 計画書内「(1)賃金改善計画について⑥ii)」の「前年度の賃金の総額」とはどの期間か。

答4 平成31年度に賃金改善を実施する場合は、「平成30年4月～平成31年3月」である。